

アンケート集計結果

【町内会長についての質問】

受けてもよい 0名 少しは関心がある 1名
その時になってみないと分からない 29名 それでも受けられない 79名
全く受ける気はない 151名 回答なし 233名
(注)回答なしの人数が多いのは、質問内容を見落とされた方が多いのではと推察

【質問1】 継続して欲しい行事は？

1. とんど 242名 2. カーブミラーの清掃 169名
3. 枝豆祭 100名 4. 秋祭り子どもみこし 282名

【質問2】 会長への報酬支払いについて

払ってもよい 376名 払う必要はない 71名 回答なし 45名

【質問3】 報酬は月額いくらが適当か？

1万円 131名 2万円 64名 3万円 81名 5万円 43名 5万円以上 24名

【質問4】 役員の選出を当番制にすることについて

賛成 231名 反対 217名 回答なし 46名

主な反対理由：家庭状況(介護・育児中等)で受けることが困難。
次の受け手が不在の恐れがあり不安。行事が多く働いている世代は負担が大きい。
仕事との両立が出来ない。本人の意思が重要。高齢のため無理。等

【質問5】 役員選出に条件をつけるとしたら、どんな条件が良いか？

報酬が高額ならやってもよい方があるのならそれでも良い。
共働きではなく、小学生以下の子供がいない人。役員未経験の人に限る。
定年退職されている年代。私生活に無理のない人。男女不問で志重視。
なるべく若い方。介護をしている人は対象外とする。副会長から選ぶ。
リーダーシップや行動力のある人。持病のある方は対象外とする。
必ず任期の2年を守って交代(本人が継続OKなら次の2年もやって頂く)
役員を1回した人は当番制を免除する。居住して3年以上。年齢の上限。等

【質問6】 役員が班長同様に当番制になった場合、あなたは役員を受けますか？

はい 97名 いいえ 358名 回答なし 39名

受けれない主な理由：今は健康上の理由や介護等があり責任を負うことは難しいが、
将来的には可能になるかも知れません。高齢でありしかも家族の介護で手一杯。
仕事があるため時間に余裕がない。役員が強制となれば町内会脱退を考えるかも。
拒否権がなく、皆平等に当番制になるのであれば受けてもよい。
今は仕事が忙しく無理、退職する年齢になれば考えられる。等

【質問7】 毎月10日の定例会実施について、土・日での変更見直しは？

その方がよい 92名 今のままでよい 125名 どちらでもよい 237名

【質問8】 台風等の集中豪雨時に一時避難所としてくるめ木集会所を開設していることについて、ご存じですか？

はい 372名 いいえ 109名 回答なし 13名

【質問9】 一時避難所としての「くるめ木集会所」を利用しますか？

はい 203名 いいえ 258名 回答なし 33名

【質問10】 一時避難所としてくるめ木集会所を利用するには何をどのようにして欲しいか？

主要要望事項：集会所は狭いので小学校へ避難する。小学校の方が近い。
どれくらいの備蓄があるのか。防災設備も何がどれくらいあるのか分からない。
集会所の地盤はゆるいと思うので心配。高齢者を優先。駐車場の確保。等

【役員推薦ルール(案)】

役員推薦対象者

★役員の推薦対象年齢は 65 歳から 74 歳までとする。(男・女は問いません) ※年齢は来年 4 月 1 日現在
但し、次の方は対象外とします。

- ①健康面で不安を持たれている方、家族の介護等に携わっておられる方
- ②役員経験者(別紙参照)
- ③くるめ木町内会に加入して 5 年未満の方
- ④法人加入の方
- ⑤戸坂中島住宅にお住まいの方(自治会の会長が戸坂くるめ木町内会 1 区の会長に自動的になることに決まっているため)

★役員に立候補して頂ける方が見つかった場合は、この役員推薦ルールに優先してその方を役員に推薦することとします。(条件不問)

手順

1. 各班長が班内を訪問し、上記「役員推薦対象者」に該当する方のお名前・年齢を聞き取りさせていただきますので、各ご家庭は趣旨をご理解頂きご協力方よろしくお願い致します。
2. 班長がヒアリングにて、把握させて頂いた推薦候補の名簿を各区毎に作成します。(候補者一覧表)
3. 候補者名簿の中で順位付けをします。順位は年齢の高い方を 1 番目とします。(2 月決定)

※話し合い、抽選、年齢順等考慮した結果、年齢順を採用することとしました。

理由は①推薦対象に年齢制限を設けたことで、順番待ちをしている間に外れる人が発生②仕事をされていない方を極力優先したい。(但し、仕事をしているからは断る理由にはなりません。)なお、この方が退任される場合は役員推薦ルールに則り、順番の当番制で推薦し運用します。また、現役員が任期満了後も引き続きその職務を行う意思を示した場合は、再選を妨げない。

4. 2 区～5 区の会長の推薦が必要となった時は、候補者名簿の順位 1 番の方を選出する。
但し、会長又は会計と 2 区～5 区の会長の同時推薦が必要となった時は、順位 1 番と 2 番の方を選出します。順位 1 番の方が会長又は会計に推薦されることになった区においては、順位 2 番の方がその区の会長に推薦される。
なお、会長又は会計は順位 1 番の 4 名と現職の役員を含めた中から互選により選ぶ。(3 月決定)
具体的には、会長又は会計に 5 区の順位 1 番の人が選ばれた場合は、5 区の順位 2 番の人が 5 区の会長に推薦される。
5. 役員と班長は重複しないこととする。(班長の順番が役員の家に回った場合は、次に回す。)
6. 1 番目の方に役員の当番が回ってきて、その方が事情により受けられない状況であれば、その方が 2 番目の方に代わって貰うよう依頼する。(2 番目の方の次は 1 番目の方に戻る。)
7. 4 月総会の時に今期の役員として推薦し、併せて 2 年後の次期役員の氏名も告知します。
但し、今期の役員が 2 年後も継続する意思を示した場合は、次期役員は 4 年後となります。
8. 2 項の「候補者一覧表」は、原則 3 期先までの確保が見込まれなくなった時点で、該当区においては現行化を図るため 2 項の班長によるヒアリングを実施させていただきます。
9. 役員は退任する際、運用マニュアル等により後任の役員に引継ぎを行うとともに、1 年間は相談役として後任役員のサポートを行う。
10. この役員推薦ルールは 2022 年 10 月 1 日から運用する。